

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 9 日	
神戸市長 宛	
提出者	
住所 神戸市北区山田町小部妙賀山11-1	
氏名 株式会社 北神戸生コン	
代表取締役 仁木 吉光	
電話番号 078-592-7175	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 北神戸生コン
事業場の所在地	神戸市北区山田町小部妙賀山11-1
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	生コンクリート製造業
②事業の規模	生コン製造量 77159m ³ （2024年度実績）
③従業員数	20人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	排出量	1499 t	t
	(これまでに実施した取組) 当工場で発生する産業廃棄物は、製品で出荷した生コンクリートである。建設現場等の都合によって残コン、戻りコンが発生するもので、現場等と連絡を密にして最終出荷の調整を行い産業廃棄物の発生量の抑制を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	排出量	3000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 発生量の多い残コンを抑制するために現場等に依頼し削減を目標とする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別方法やコストを調査し検討する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別方法やコストを調査し検討する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	全処理委託量	1499 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1499 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 搬出廃棄物を有効利用する業者に処理の委託をして、搬出廃棄物のリサイクルに努めている。		

②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
		全処理委託量	3000 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	3000 t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組) 引き続き搬出廃棄物が有効利用されるように努める。		

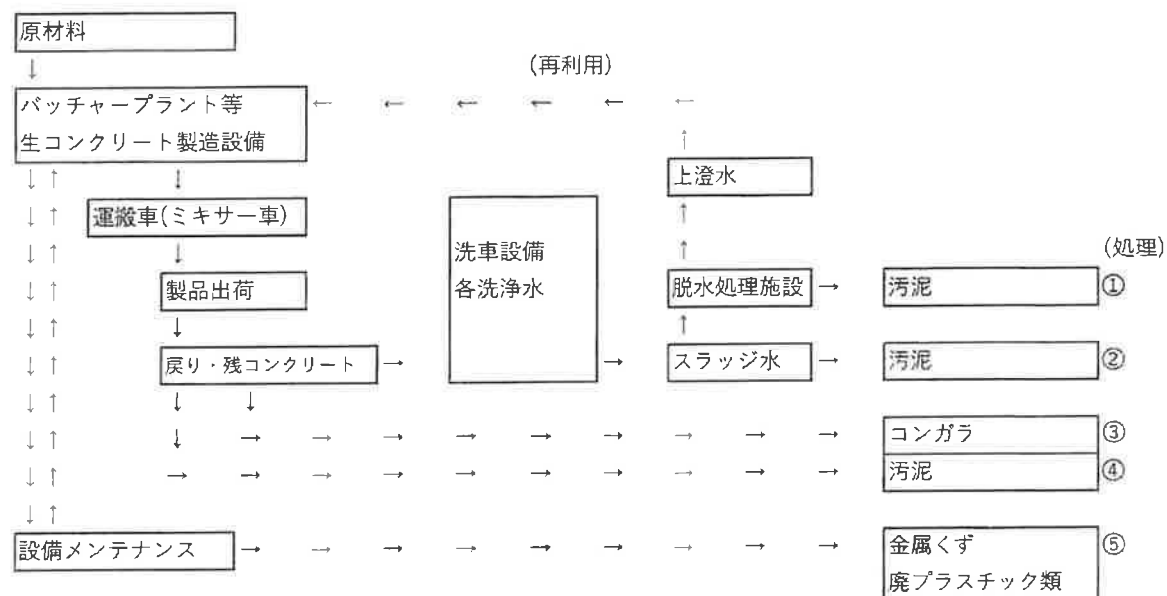
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○ 産業廃棄物の一連の処理の工程



① 汚泥

収集運搬<委託>→破砕<委託>

→中間処理後、有価物として売却

② 汚泥

収集運搬<委託>→破砕<委託>

→中間処理後、有価物として売却

③ コンクリートくず

収集運搬<委託>→破砕<委託>

→中間処理後、有価物として売却

自社運搬<委託>→破砕<委託>

→中間処理後、有価物として売却

④ 汚泥

収集運搬<委託>→破砕<委託>

→中間処理後、有価物として売却

⑤ 金属くず

収集運搬<委託>→選別・圧縮<委託>

→中間処理後、有価物として売却

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

○ 管理体制

管理責任者：工場長

管理担当者：工務部 部長 1名

工務部 担当者 1名

役割

責任者

- ・廃棄物処理方針の策定
- ・工場の廃棄物管理規定の策定・改廃
- ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
- ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
- ・委託契約の締結
- ・監督官庁への各種報告

管理担当者

- ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
- ・産業廃棄物管理票の交付・管理
- ・社員及び関係会社に対する教育・啓発
- ・その他関係事項

